

りんくう中央公園駐車場管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、りんくう中央公園に駐車場を設置し、公園利用者の利便に資するとともに、公園周辺の違法駐車等を防止することにより、市民の安全で快適な生活環境の保持に寄与するために、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 自動車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 りんくう中央公園駐車場

位置 泉佐野市りんくう往来南6番地の12他

(駐車場の管理者)

第3条 駐車場の管理者（以下「管理者」という。）の氏名及び住所は、次のとおりとする。

氏名

住所

(管理の基本)

第4条 りんくう中央公園駐車場の管理にあたっては、その設置の趣旨に従って公園利用者に供するものであることを認識し、市民の公園利用のサービスの提供に努め、夜間管理等その適正化を期するとともに、駐車車両の誘導、場内の効率的使用、その他周辺の路上駐車状況等を配慮して、良好な周辺環境の維持に努めるものとする。

(利用時間)

第5条 りんくう中央公園駐車場（以下「駐車場」という。）の利用時間は、終日（24時間）とする。

(駐車車両の種類)

第6条 駐車場を使用できる自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通乗用車のうち、長さ5.0メートル、幅1.9メートル、高さ2.8メートルをそれぞれ超えないものとする。

(駐車料金)

第7条 駐車料金の額は、別表1のとおりとし、駐車料金及び駐車可能車種は、当該駐車場の利用者の見やすい箇所に掲示するものとする。

(駐車料金の徴収方法)

第8条 駐車料金は、自動料金精算機（以下「精算機」という。）により駐車料金を徴収する。

- 2 入場の際に駐車券発行機で発行した磁気カード式駐車券をもって、退場の際に精算機により駐車料金の精算を行う場合で、利用者が当該駐車券を紛失したときは、別表2に定める紛失料金を徴収しなければならない。
- 3 徴収した駐車料金は還付しない。ただし、管理者が相当の理由があると認めるときはこの限りではない。

(駐車料金の免除)

第9条 次の各号に掲げる場合については、駐車料金を免除することができる。

- (1) 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する場合
- (2) 犯罪の捜査、交通の取り締まり、その他警察の責務の遂行のために使用する場合
- (3) 国又は地方公共団体が業務を行うために使用する自動車を駐車させる場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める場合
- (5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者及びその付添者が使用するときで、手帳の提示がある場合
- (6) 知的障害者で、療育手帳又は公的機関が発行する証明書を所持する者及びその付添者が使用するときで、手帳の提示等がある場合
- (7) 市内の盲学校、ろう学校又は養護学校等が正規の教課のため、児童及び生徒を引率して使用する場合
- (8) 社会福祉法人等が、社会福祉事業を行うことを目的として使用する場合
- (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその付添者が使用するときで、手帳の提示がある場合
- (10) 管理者が、相当の理由があると認めた場合

(業務駐車証の交付)

第10条 管理者は、りんくう中央公園駐車場が設置されている公園の管理運営業務の執行に伴い、当該駐車場の利用を必要とする者に対して、業務駐車証を発行し、交付することができる。

(駐車の拒否又は使用停止)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合又は駐車中に次条に定める行為があった場合は、駐車を拒否し、又は使用を停止し即座に退去を命ずることができる。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき
- (2) 悪臭を発する物品を積載しているとき
- (3) 他の自動車の駐車の妨げとなる物品を積載しているとき
- (4) 著しい騒音を発しているとき
- (5) 駐車場施設、設備又は他の自動車もしくは他の自動車の積載物を滅失し、汚損又はき損したとき
- (6) 料金の支払いに応じないとき
- (7) 運転者が飲酒しているとき
- (8) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき

(禁止行為)

第12条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること
- (2) 駐車場施設、設備その他の物件及び駐車中の他の自動車を損傷し又は汚損すること
- (3) 駐車場に駐車する自動車の運転手、同乗者その他用務のある者以外の者が、駐車場へ立ち入ること
- (4) 火気を使用すること
- (5) みだりに騒音を発すること
- (6) 自動車へ燃料を補給すること
- (7) 公園利用に必要としない物品の積み込み及び積下ろしをすること
- (8) ごみ、汚物その他の物品を投棄すること
- (9) 飲食物その他の物品の販売、展示及び配付をすること
- (10) 広告物の掲示及び配布をすること
- (11) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと
- (12) 前各号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼす恐れのある行為をす

ること

(駐車利用の方法)

第13条 駐車場については、精算機により駐車料金を徴収するとともに、必要に応じて領収書を発行するものとする。

2 管理者は、必要に応じて、利用者に対し駐車位置等について適切に指示することができる。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用者は、自動車を必ず施錠し盗難防止に努めること

(2) その他駐車場の管理上必要な指示に従うこと

(損害賠償)

第15条 使用者が、駐車場施設、設備その他の物件及び駐車場内の他の自動車を損傷し又は汚損したときは、使用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 管理者は、自動車の積載物及び取り付け物に関する損害については、一切賠償の責めを負わない。

(事故等の免責)

第16条 管理者は、駐車場において自動車相互もしくは自動車の人に対する接触もしくは衝突によって生じた損害又は災害等の不可抗力による損害については、その責めを負わない。

(保管場所の確保を証する書面の取扱い)

第17条 管理者は、りんくう中央公園駐車場は自動車の保管場所に該当しない場所であるから、利用者に対して、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条に規定する自動車の保管場所を確保していることを証する書面を交付することはできない。

(休止)

第18条 管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(細目)

第19条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

別表1

駐車場（大型自動車を除く。）	30分以内	0円
	2時間以内	100円
	1時間（2時間を超える場合）	100円
	1日	500円

別表2

紛失料金	500円
------	------